

平成26年9月18日

在留邦人の皆様へ

大使館からのお知らせ

18歳未満の子供が南アフリカ共和国に出入国する場合について（その3）：施行延期

今般、南アフリカ共和国改正入管法（18歳未満の子供が南アフリカ共和国に出入国する場合）の施行が延期された事に伴い、以下のとおりお知らせいたします。

1 本年10月1日より施行予定の、18歳未満の子供を伴う南アフリカ共和国に出入国する際に要求される「出生証明書」及び「宣誓供述書（affidavit）」の2つの書類の提示義務は、2015年6月1日以降に延期される。

2 延期の理由は、南アフリカ在外公館、旅行代理店、個人旅行者等に改正入管法に関する正確な情報伝達を確かなものとする事、子供を伴って旅行する親または第3者が必要な書類を準備する十分な時間を確保すること、年末年始の旅行繁忙期を避けることとされています。

3 参考

（1）在南アフリカ日本大使館ホームページ

http://www.za.emb-japan.go.jp/index_jp.html

【本件に関するお問い合わせ先】

在ザンビア日本国大使館 領事・警備班（0211-251555）

以上